○北海道警察職員の育児休業等に関する取扱いについて

令和４年10月17日

道本務第2672号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て

この度、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」という。）、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成４年道条例第３号。以下「育児休業条例」という。）及び北海道警察職員の育児休業等に関する訓令（平成４年警察本部訓令第８号。以下「訓令」という。）の一部改正に伴い、育児休業、育児短時間勤務等の取扱いを次のとおり定め、令和４年10月18日から実施することとしたので、所属職員に周知し、適正な運用に努められたい。

なお、「北海道警察職員の育児休業等に関する取扱いについて」（令３．３．25道本務第5166号）は、同日付けで廃止する。

記

第１　育児休業等に関する制度の趣旨及び内容

１　制度の趣旨

育児休業等に関する制度は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な推進に資することを目的としており、男性職員及び女性職員のいずれも対象となるものである。

２　制度の内容

⑴　育児休業

ア　育児休業の承認

職員（非常勤職員、臨時的に任用される職員及び育児休業条例第２条に規定する職員を除く。）は、警察本部長の承認を受けて、当該職員の３歳に満たない子を養育するため、当該子が３歳に達する日まで、育児休業をすることができる。

イ　育児休業の効果

育児休業をしている職員は、職を保有するが職務には従事せず、育児休業をしている期間については、育児休業条例第７条の規定により、期末手当又は勤勉手当（以下「期末手当等」という。）が支給される場合を除き、給与は支給されない。

ウ　育児休業の失効等

育児休業の承認は、当該育児休業をしている職員が産前の休業（北海道警察処務規程（昭和45年警察本部訓令第２号。以下「処務規程」という。）別表第８号に規定する「産前休暇」をいう。以下同じ。）を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、効力を失う。

また、育児休業をしている職員が当該育児休業に係る子を養育しなくなったと認

められる場合又は当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとする場合には育児休業の承認は取り消される。

エ　復職時の調整

育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、育児休業をした期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

オ　退職手当の勤続期間等

育児休業をした職員の退職手当の基本額及び調整額の計算の基礎となる勤続期間等については、育児休業をした期間の２分の１（育児休業に係る子が１歳に達した日の属する月までの期間については、３分の１）に相当する期間を除算する。

カ　期末手当の在職期間

期末手当の額の算定の基礎となる在職期間の計算に関し、育児休業（給与の支給に関する規則（昭和45年道人事委員会規則７－280）第27条第２項第３号ア及びイに掲げる育児休業を除く。キの事項において同じ。）をした期間の２分の１に相当する期間を除算する。

キ　勤勉手当の勤務期間

勤勉手当の額の算定の基礎となる勤務期間の計算に関し、育児休業をした期間の全期間を除算する。

ク　不利益取扱いの禁止

職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

⑵　育児短時間勤務

ア　育児短時間勤務の承認

職員（非常勤職員、臨時的に任用される職員及び育児休業条例第10条に規定する職員を除く。）は、警察本部長の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、育児休業法第10条第１項に規定するいずれかの勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しないときは、育児休業条例第11条に規定する特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

イ　育児短時間勤務の失効等

育児短時間勤務の承認は、当該育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児短時間勤務に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合に

は、効力を失う。

また、育児短時間勤務をしている職員が当該育児短時間勤務に係る子を養育しなくなったこと等の事由に該当すると認められるときは、その承認は取り消される。

ウ　給料月額

給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間数に応じた算出率を乗じて得た額とする。

エ　退職手当の勤続期間等

育児短時間勤務をした職員の退職手当の基本額及び調整額の計算の基礎となる勤続期間等については、育児短時間勤務をした期間の３分の１に相当する期間を除算する。

オ　期末手当の基礎額等

期末手当の基礎額の計算については、ウの事項の給料月額を算出率で除して得た額とし、在職期間については、育児短時間勤務により短縮された勤務時間の短縮分の期間の２分の１に相当する期間を除算する。

カ　勤勉手当の基礎額等

勤勉手当の基礎額の計算については、ウの事項の給料月額を算出率で除して得た額とし、勤務期間については、育児短時間勤務により短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間を除算する。

キ　不利益取扱いの禁止

職員は、育児短時間勤務を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

⑶　部分休業

ア　部分休業の承認

所属長は、職員（非常勤職員及び育児休業条例第24条に規定する職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じて２時間（処務規程第32条の５第１項に規定する介護時間又は処務規程別表第10号に規定する育児休暇を承認されている職員については、２時間から当該介護時間又は当該育児休暇の時間を減じた時間）を超えない範囲内で、部分休業を承認することができる。

部分休業の承認は、必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

イ　部分休業の失効等

部分休業の承認は、当該部分休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該部分休業に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、効力を失う。

また、部分休業をしている職員が当該部分休業に係る子を養育しなくなったこと等の事由に該当すると認められるときは、その承認は取り消される。

ウ　給与の減額

職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない時間について、給与を減額する。

エ　昇給の取扱い

部分休業における勤務していない期間については、昇給におけるいわゆる４分の１計算の対象から除外する。

オ　勤勉手当の勤務期間

勤勉手当の額の算定の基礎となる勤務期間の計算に関し、部分休業をした期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間を除算する。

カ　不利益取扱いの禁止

職員は、部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

第２　育児休業等に関する制度の運用

１　総則関係

⑴　育児休業法にいう「子」とは、養子を含んだ法律上の親子関係がある子及び育児休業法第２条第１項において子に含まれるとされる者であること。

⑵　育児休業法第２条第２項の「育児休業をしようとする期間」又は育児休業法第10条第２項の「育児短時間勤務をしようとする期間」とは、連続する一の期間をいうものであること。

⑶　育児休業法第５条第１項の「出産」とは、妊娠満12週以後の分べん（死産を含む。）をいうものであること。

⑷　育児休業法第５条第１項の「職員の子でなくなった場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものであること。

ア　職員と育児休業に係る子とが離縁した場合

イ　職員と育児休業に係る子との養子縁組が取り消された場合

ウ　職員と育児休業に係る子との親族関係が民法（明治29年法律第89号）第817条の２に規定する特別養子縁組により終了した場合

エ　職員と育児休業に係る子についての民法第817条の２第１項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）

オ　職員と育児休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定による措置が解除された場合

⑸　育児休業法第10条第１項又は第19条第１項の「小学校就学の始期に達するまで」とは、満６歳に達する日以後の最初の３月31日までをいうものであること。

⑹　育児休業の承認の請求は、育児休業を始めようとする日の１月（当該請求に係る子の出生の日から57日間に育児休業をしようとする場合にあっては、２週間）前までに行うこと。

⑺　育児休業の期間の延長の請求は、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の１月（当該請求に係る子の出生の日から57日間にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあっては、２週間）前までに行うこと。

⑻　育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の１月前までに行うこと。

２　育児休業関係

⑴　育児休業法第２条第１項の「３歳に達する日」とは、満３歳の誕生日の前日をいうものであること。

⑵　育児休業法第２条第１項ただし書の「当該子について、既に２回の育児休業をした」とは、当該子について同項本文の規定により２回の育児休業をしたこと（他の地方公共団体において育児休業をした場合を除く。）をいい、他の法律の規定により育児休業をした場合を含まないものであること。

　また、職員が複数の子を養育している場合において、そのうちの１人について育児休業（育児休業法第２条第１項各号に掲げる育児休業を除く。）の承認を受けて、当該育児休業をしている期間中、当該育児休業に係る子以外の子についても養育した事実が認められるときは、当該育児休業に係る子以外の子についても育児休業をしたものとして取り扱うこと。

⑶　育児休業法第２条第１項第１号に掲げる育児休業については、同条の規定によりその養育する子の出生の日から57日間に職員（当該期間内に処務規程別表第９号に規定する産後休暇により勤務しない職員を除く。以下この事項において同じ。）が当該子についてする育児休業（同項第２号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び２回目のものをいい、他の法律の規定による育児休業を含まないものであること。

　また、職員が双子等複数の出生の日から57日を経過しない子を養育している場合において、そのうちの１人について育児休業法第２条第１項第１号に掲げる育児休業の承認を受けて、当該育児休業をしている期間中、当該育児休業に係る子以外の子についても養育した事実が認められるときは、当該育児休業に係る子以外の子についても同号に掲げる育児休業をしたものとして取り扱うこと。

⑷　育児休業法第５条第２項の「子を養育しなくなった」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものであること。

ア　職員と育児休業に係る子とが同居しないこととなった場合

イ　職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、育児休業の期間中、

常態的に当該育児休業に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合

ウ　その他職員が常態的に育児休業の係る子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合

⑸　育児休業条例第５条の規定は、育児休業をしている職員が当該育児休業の期間中に当該育児休業に係る子以外の子を養育することとなった場合には当該養育することとなった子に係る育児休業の承認の請求をすることができるが、重ねて育児休業をすることはできないことから、これを承認しようとするときは現に効力を有する育児休業の承認を取り消す旨を規定したものであること。

⑹　職員から育児休業の承認の請求があった場合、所属長は、当該育児休業承認請求書に、業務分担の変更、職員の配置換、臨時的任用等の当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについての意見を記載すること。

⑺　育児休業条例第７条の規定による期末手当等の支給

ア　期末手当

育児休業条例第７条第１項の規定により、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年道条例第34号。以下「給与条例」という。）第22条第１項に規定する基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当が支給されることとなるが、育児休業条例第７条第１項に規定する勤務した期間に含まれることとなる「人事委員会規則で定めるこれに相当する期間」とは、休暇の期間その他勤務しないことにつき任命権者の承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間をいうものであること。

㈠　育児休業法第２条の規定により育児休業をしていた期間

㈡　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の５第１項に規定する自己啓発等休業をしていた期間

㈢　地方公務員法第26条の６第１項に規定する配偶者同行休業をしていた期間

㈣　地方公務員法第29条第１項の規定による停職の期間

㈤　地方公務員法第28条第２項第１号の規定による休職（心身の故障のため、長期の休養をする場合）の期間（給与の支給を受けない期間に限る。）若しくは同項第２号の規定による休職（刑事事件に関し起訴された場合）の期間又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年道条例第60号）第１条の２の規定による休職（公共的施設における職員の職務に関連する学術に関する調査、研究若しくは指導に従事する場合又は災害により生死不明若しくは所在不明となった場合）の期間

イ　勤勉手当

育児休業条例第７条第２項の規定により、給与条例第22条の４第１項に規定する基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前６か月以内の期間において勤務した期間がある場合には、当該基準日に係る勤勉手当が支給されることとなるが、育児休業条例第７条第２項に規定する勤務した期間に含まれることとなる「人事委員会規則で定めるこれに相当する期間」とは、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年道条例第１号）第２条第１項の規定により派遣された職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。）により勤務しなかった期間をいうものであること。

⑻　育児休業条例第28条第１項の「妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものであること。

ア　職員が民法第817条の２第１項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求し、当該請求に係る３歳に満たない者を現に監護している場合又は同項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求することを予定しており、当該請求に係る３歳に満たない者を監護する意思を示した場合

イ　職員が児童福祉法第27条第１項第３号の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親として３歳に満たない児童を委託されている場合又は当該児童を受託する意思を示した場合

ウ　職員が、３歳に満たない児童の親その他の児童福祉法第27条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により養子縁組里親として当該児童を受託することができない場合において、同条第１項第３号の規定により、同法第６条の４第１号に規定する養育里親として当該児童を委託されている場合又は当該児童を受託する意思を明示した場合

３　育児短時間勤務関係

⑴　育児休業法第10条第１項ただし書の「当該子について、既に育児短時間勤務をした」とは、当該子について育児休業法第10条の規定により育児短時間勤務をしたこと（他の地方公共団体において育児短時間勤務をした場合を除く。）をいい、他の法律の規定により育児短時間勤務をした場合を含まないものであること。

⑵　育児休業法第12条において準用する育児休業法第５条第２項の「子を養育しなくなった」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア　職員と育児短時間勤務に係る子とが同居しないこととなった場合

イ　職員が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、育児短時間勤務の期間中、当該育児短時間勤務に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態

が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合

ウ　職員が育児短時間勤務に係る子を託児するなどして当該育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合

⑶　育児休業条例第14条第２号の規定は、育児短時間勤務をしている職員が、当該育児短時間勤務の期間中に当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務の承認の請求をすることができるが、重ねて育児短時間勤務をすることはできないことから、これを承認するときは現に効力を有する育児短時間勤務の承認を取り消す旨を規定したものであること。

⑷　職員から育児短時間勤務の承認の請求があった場合、所属長は、当該育児短時間勤務承認請求書に、業務分担の変更、職員の配置換等の当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難であるかどうかについての意見を記載すること。

４　部分休業関係

⑴　部分休業の承認及び部分休業の承認の取消しは、当該職員の所属長が行うものである。

⑵　育児休業法第19条第１項の「公務の運営」の支障の有無の判断は、請求に係る時期における職員の業務の内容及び事務量、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置の難易等を総合的に考慮して行うこと。

⑶　所属長は、部分休業を承認する場合には、部分休業が必要な期間について、あらかじめ包括的に職員に請求させて承認するよう努めること。

⑷　所属長は、部分休業を承認された職員について、年次有給休暇の取得等により部分休業の承認を取り消された時間を部分休業処理簿（別記様式）により記録するとともに、部分休業をした時間を出勤整理簿に整理すること。

５　制度の適用に当たっての手続関係

⑴　育児休業承認請求書（訓令別記様式第１号）、育児休業等養育状況変更届（訓令別記様式第２号）、育児短時間勤務承認請求書（訓令別記様式第３号）及び育児短時間勤務計画書（訓令別記様式第４号）の警察本部長への提出は、警察本部警務課（法制係）宛て（札幌方面以外の方面の所属にあっては、当該方面本部の警務課を経由して警察本部警務課（法制係）宛て。次事項において同じ。）行うこと。

⑵　所属長は、育児休業承認請求書（写し）、育児休業等養育状況変更届（写し）、部分休業承認請求書（訓令別記様式第５号）及び部分休業養育状況変更届（訓令別記様式第６号）を関係書類とともに編さんし、保存するとともに、部分休業承認請求書及び部分休業養育状況変更届については、当該請求書及び変更届の写しを警察本部警務課（法制係）宛て送付すること。

６　その他制度の運用に当たって留意すべき事項

育児休業は、長期にわたる休業になり得るものであることから、職員の育児休業後の円滑な職場復帰のために、所属長は、育児休業をしている職員に対し、適宜に情報を提供するとともに、職場復帰時には、担当業務等に係る教養を実施するなど必要な措置を講ずるよう努めること。

別記様式（第２の４の⑷の事項関係）

部　分　休　業　処　理　簿

職名	氏名

月　　日	休業の承認を取り消された時間		時間数	請求者の確認	所属長の確認	備　考
	午　　前	午　　後				
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
月　　日	時　　分から 時　　分まで	時　　分から 時　　分まで	時間 分			
20	00	190	育　児　休　業　関　係			３年

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。